

平成26年11月25日  
関東森林管理局

### 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

#### 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所  
有限会社マルウ木材産業  
宮城県大崎市古川小泉字内高畑72
- 2 指名停止期間           自 平成26年11月26日  
                                  至 平成27年 2月25日（3ヵ月間）
- 3 指名停止の理由  
有限会社マルウ木材産業は、平成26年7月24日付けで東北森林管理局宮城北部森林管理署長と契約した造林事業請負（下刈）において、手持ち事業に遅れが生じ労務調整ができなくなったことから、契約期間内における事業実行は困難と判断し事業完成不能届を提出したため、平成26年9月10日付けで契約解除に至った。  
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：行政専門員